

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令【新設】の概要

金融商品取引法 6 章（有価証券の取引等に関する規制）の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令。（あわせて、7 本の内閣府令を廃止。）

（注）当該内閣府令により廃止する内閣府令の一覧は、[別紙 2] を参照。

・ 総 則（ 1 条～ 3 条）

用語の定義及び日本語で記載できない提出書類への訳文添付義務等を定める。

・ 安定操作取引（ 4 条～ 8 条）

安定操作取引の届出及び報告の手續等について、所要の事項を定める。

・ 過当な数量の売買（ 9 条）

金融商品取引業者等が顧客との契約に基づきその委任を受けて行う有価証券の売買等について、過当な数量の売買等を行ってはならない旨を定める。

・ 有価証券の空売り（ 10 条～ 15 条）

空売りを行う場合の明示及び確認義務並びに価格制限の適用除外等について、所要の事項を定める。

・ 上場等株券の発行会社が行う買付け等（ 16 条～ 23 条）

発行会社はその発行する上場等株券について行う取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における買付け等の要件等について、所要の事項を定める。

． 上場会社等の役員及び主要株主等が行う売買等（24条～47条）

上場会社等の役員及び主要株主並びに特定組合等の組合員が行う特定有価証券等の売買等に関し、報告義務の対象取引の範囲、当該報告の手続、利益算定の方法、禁止行為等について、所要の事項を定める。

． 重要事実を知った会社関係者等又は公開買付け等事実を知った公開買付者等関係者が行う売買等（48条～63条）

重要事実及び公開買付け等事実に該当しないものの基準（軽微基準）を定める（改正後49条・50条・52条・53条・62条）。

上場会社等及びその子会社の売上高等の予想値等に係る事実のうち、重要事実に該当することとなるものの基準を定める（改正後51条・55条）。

金融商品取引所等が重要事実等及び公開買付け等事実の通知を受けた場合に行う公衆縦覧について、所要の事項を定める（改正後56条）。

公開買付けに準ずる行為の対象となる有価証券として、株券等を信託財産とする有価証券信託受益証券等を定める（改正後57条）。

重要事実及び公開買付け等事実を知った会社関係者等が行う上場会社等の特定有価証券等の売買等のうち、当該重要事実を知る前に決定された売買等の計画の実行等に当たるものとして禁止が除外される場合について、クレジット・デリバティブ取引に関し書面で締結した契約の履行として金銭授受とともに特定有価証券等に移転する場合等を定める（改正後59条・63条）。

その他、所要の事項を定める。

． 不特定多数者向け勧誘等を行う際の表示（64条・65条）

不特定多数者向け勧誘等を行う際において、有利買付け等又は一定の配当等の表示の禁止の対象とならない有価証券の範囲を定める。